厚生労働省 緊急避妊薬報告用ウェブサイトについて

「令和7年9月18日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」 に係る、報告用ウェブサイト入力方法

2025年9月.日本薬剤師会作成

(注) 本資料中「調剤」は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことをいう。

調剤は継続し、今後販売も行う 今後も調剤のみ行う 販売について未定の場 日本薬剤師研修センターのeラーニングを 合は一旦「調剤のみ」 で申告してください。 今後受講予定 すでに修了した または 調査研究協力薬剤師である (注) すでに修了していても、現時点では販売に 関する申告は完了しないため、販売体制を整備後、 再度申告する必要があることに留意すること。 ↑申告先 【ABC共通】今後も「調剤」に対応する場合は、R7年10月31日までに申告すること。 (申告が遅れた場合、調剤一覧への未掲載期間が生じます) 現時点で【B】【C】該当の場合、入力方法は以下のとおりであるが、ま 「新規登録」にて申告

6. 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証 発行番号*

申告操作が2回目以降(変更

や修正など) の場合は「登録

内容変更 | を選択

※半角で、記入してください。※過去に都道府県薬剤師会の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」を受講済みで、今後も調剤のみ行う場合は「0」を記入してください。 ※「調査事業に協力」の薬剤師は「1」を記入してください」

回答を入力してください

- 8. 調剤 (医療用医薬品)・販売 (要指導医薬品) *
- 調剤及び販売
- (調剤
- **販売**
- 22. 備考①

**「公表通知に掲載済み」、「調査事業に協力」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

A「0」を記入B「0」を記入(販売体制が整ってから要再申告。その際は修了証番号を記入)C修了証発行番号(調査研究協力薬剤師は「1」)を記入。
(販売体制が整ってから要再申告)

ずは【A】として申告(新規登録)し、販売体制が整ってから【C】とし

て再申告(登録内容変更)することで差し支えない。

※Cとして申告が可能となるタイミングは追って示す。

- A「調剤」を選択B「調剤」を選択(販売体制が整ってから要再申告。その際は「調剤及び販売」を選択)C「調剤及び販売」を選択(販売体制が整ってから要再申告)
- A 「公表通知に掲載済み」と記載
- B 「公表通知に掲載済み」と記載(販売体制が整ってから要再申告。その際はここを空欄とすること)
- **c** 空欄(調査研究協力薬剤師は「調査事業に協力」を記入)。 (販売体制が整ってから要再申告)

◆以下の右欄に該当する方は、備考④は以下のとおり記入してください

25. 備考④

※「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」又は「令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

- ▶ 令和7年9月18日以前に、都道府県薬剤師会が開催した【調剤研修を修了し調剤体制に対応済みであるが、調剤一覧に未掲載】 (更新タイミングとのズレによる)の場合も「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」と記載してください。
- ▶ 【令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修 了】により調剤対応のみを行う方は、申告の際、この欄にその 旨を記載してください。